

2018(平成30)年10月1日から 入湯税の課税を開始します

大阪市では、環境衛生施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場(温泉施設)を利用される方に対して、入湯税の課税を開始します。

納める方

鉱泉浴場※(温泉施設)を利用される方

税 率

1人1日につき150円(宿泊を伴う場合は、1泊をもって1日とします。)

納付方法

鉱泉浴場施設へお支払ください。

鉱泉浴場施設から大阪市へ納入していただきます。

※次の方については、課税されません。

- ・共同浴場、一般公衆浴場(銭湯)を利用する方
- ・1,500円以下の料金で利用する方(宿泊の方を除く)
- ・小学生以下の方
- ・学校等(大学を除く)が実施する修学旅行その他の行事に参加している学生等及び引率者の方
- ・医療提供施設、社会福祉事業の用に供する施設において利用する方

※「鉱泉浴場」とは

「鉱泉浴場」とは、原則として、温泉法に規定する温泉を利用する施設をいいます。

また、温泉法において、「温泉」とは、地中から湧出する温水、鉱水および水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するものとされています。

お問い合わせ先：大阪市船場法人市税事務所 課税担当 TEL:06-4705-2935

開庁時間：9:00～17:30(月曜日～金曜日)

土曜日・日曜日・祝休日・年末年始は開庁していません。

Starting as of October 1, 2018, visitors who use hot spring facilities in Osaka city will be required to pay a bath tax.
The bath tax revenue will be used for purposes such as improving environmental hygiene facilities and firefighting facilities as well as promoting tourism.

Those who must pay bath tax: Visitors who use hot spring facilities

Tax Rate: 150 yen per person per day

Payment Process: Please pay bath tax at hot spring facility.

※If certain conditions are met, bath tax payment is not required.

The main conditions that apply are listed in the following:

- Visitors who use hot spring facilities for 1,500 yen or less (excludes overnight guests).
- Children who are 11 years old and under. Children who turned 12 years old (effective from birthday until first March 31st).

自 2018 年 10 月 1 日起，大阪市内各温泉场馆的使用者须缴纳温泉税。

温泉税收入用于完善环卫、消防等设施以及发展旅游业。

纳税对象：温泉场馆的使用者

标准：每人每天 150 日元

缴纳方式：请支付给温泉场馆

※符合一定条件的人士无须支付温泉税。

主要条件如下：

- 在温泉场馆的消费金额不高于 1500 日元的人士（住客除外）
- 12 岁儿童中，处于从生日当天到自生日当天起首个 3 月 31 日期间的儿童

2018년 10월1일부터 오사카시내의 온천 시설을 이용하시는 분은 입욕세를 지불해야 합니다.

입욕세의 세금 수입은 환경위생시설, 소방시설 등의 정비와 관광진흥을 위해 활용됩니다.

지불하는 분:온천 시설을 이용하는 분

세율:1명 1일 150엔

지불방법:온천 시설에 지불해 주십시오.

※일정 조건을 충족하는 분은 입욕세를 지불할 필요가 없습니다.

주요 조건은 다음과 같습니다.

- 온천 시설을 1500엔 이하로 이용하는 분(숙박은 제외)
- 12세가 된 날부터 다음에 오는 3월31일을 맞이하기까지의 분